令和5年12月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和5年12月18日(月)
招集場所	北名古屋市役所東庁舎3階 第5会議室
開会	令和5年12月25日(月) 午前10時
	教育長 松村 光洋
	委員(教育長職務代理者) 岡島 秀隆
応 招 委 員	委員 池山 健次
(出席委員)	委員 鈴野 範子
	委員
	委員 山田 聡子
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 鹿島 直樹、教育部次長兼学校教育課長 安井 政義、 生涯学習課長 田中 里砂、スポーツ課長 渡辺 進、学校教育課長補佐 川口 照恵、 学校教育課教育指導員 尾崎 洋志
提出議案	議案第21号 令和6年度学校休業日について 議事第22号 北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部改正について 議事第23号 北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一 部改正について 議案第24号 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規 則の一部改正について
	議案第25号 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 議案第26号 北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 議案第27号 北名古屋市教育委員会公共施設予約システムの使用に関する
閉会	規則の制定について 令和5年12月25日(月) 午前11時55分
議事日程	別紙のとおり

議事録	
署名委員	

議事録作成者

ただいまの出席者数は6名で、定足数に達しております。

よって会議は成立しますので、ただいまから令和5年12月北名古屋市教育委員会を開会します。

日程第1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和5年11月6日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長(松村光洋)

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各 委員はご署名をお願いします。

(教育長、各委員が前議事録に署名)

教育長(松村光洋)

日程第2、議事に移ります。

議案第21号 令和6年度学校休業日についてを議題とします。事務局、説明をしてください。

教育部次長兼学校教育課長(安井政義)

議案第21号、令和6年度学校休業日についてご説明申し上げます。議案第21号、令和6 年度学校休業日について、学校教育法施行令第29条の規定に基づき、令和6年度の体験的学 習活動等休業日を令和6年11月22日に指定する。令和5年12月25日提出。提案理由、 この案を提出するのは、体験的学習活動等休業日として、「あいちウィーク」期間中の1日を 「県民の日学校ホリデー」に指定する必要があるからでございます。「あいちウィーク」につ いては、11月21日から27日までの1週間が設けられております。「県民の日学校ホリデ 一」は、家庭及び地域における体験的な学習活動、その他の学習活動のための学校休業日で、 地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に 家族などと一緒に参加することで、愛知への愛着と県民としての誇りをもつ契機とすることを 目的としています。なお、令和5年度は11月24日を「県民の日学校ホリデー」としました。 参考資料をご覧ください。北名古屋市立学校管理規則の抜粋ですが、休業日については第7条 に規定がございますので、読み上げます。第7条、学校の休業日は次のとおりとする。ただし、 教育委員会又は校長が特に必要があると認めるときはこれを変更することができる。第1号か ら第6号までにおいて夏季、冬季等が規定されておりますが、第7号に前各号に掲げるものの 他、教育委員会が指定した日、又は校長が特に休業を必要と認め教育委員会の承認を得た日と いう規定に基づきまして、令和6年11月22日を学校休業日とすることを教育委員会でご審 議いただきたく、提案させていただくものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ ます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

2022年に愛知県が150周年を迎えたことを契機にこの制度が生まれました。11月27日が県民の日ということで、その直前の1週間をあいちウィークとして、その中の1日を学校ホリデーとする。令和5年は24日にして3連休になりました。令和6年度については、22日の金曜日か25日の月曜日にすることにより3連休となります。校長先生方のご意見を聞き、できれば金土日がいいのではないかということ、清須市と豊山町も22日にするというところです。令和6年度が始まる前に決めた方が良いのではないかということで、提案をさせていただくことになりました。

教育長(松村光洋)

お諮りいたします。議案第21号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長(松村光洋)

全員異議なしと認め、議案第21号、令和6年度学校休業日については、承認されました。 次に、議案第22号、北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正 について議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長 (田中里砂)

議案第22号、北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和5年12月25日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市文化会館の使用許可の申請期間を改めることにより、施設利用者の利便性向上を図るため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正内容につきましては、4枚目の説明書をご覧ください。使用許可の申請の受付期間を大ホールを使用する場合、現在の6か月前の初日からを12か月前に改め、その他の施設は、2か月前の初日からを3か月前に改めるものでございます。附則といたしましてこの規則は、令和6年3月1日から施行し、経過措置として令和6年6月1日以後の使用から適用するものでございます。なお、この規則改正は、公共施設予約システムの導入に伴い、申請受付期間を他の公共施設と揃え、また、「大ホールイベントには、半年前の催事決定では準備が整わない」との利用者意見を踏まえ見直すものです。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長(松村光洋)

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

お諮りいたします。議案第22号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長(松村光洋)

全員異議なしと認め、議案第22号、北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、承認されました。

次に、議案第23号、北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長(田中里砂)

議案第23号、北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和5年12月25日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市公民館の使用許可の申請期間を改めることにより、施設利用者の利便性向上を図るため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正内容につきましては、4枚目の説明書をご覧ください。使用許可の申請の受付期間を、2か月前の初日からを3か月前に改めるものでございます。附則といたしまして、この規則は、令和6年3月1日から施行し、経過措置として、令和6年6月1日以後の使用から適用するものでございます。なお、この規則改正は、公共施設予約システムの導入に伴い、申請受付期間を他の公共施設と揃えるものです。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長(松村光洋)

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

お諮りいたします。議案第23号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長(松村光洋)

全員異議なしと認め、議案第23号北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則 の一部改正については、承認されました。

次に、議案第24号、北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部 改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長 (田中里砂)

議案第24号、北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の

一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和5年12月25日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市勤労福祉会館の使用許可の申請期間を改めることにより、施設利用者の利便性向上を図るため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正内容につきましては、4枚目をご覧ください。使用許可の申請の受付期間を小ホールを使用する場合、現在の2か月前の初日からを6か月前に改め、その他の施設は、2か月前の初日からを3か月前に改めるものでございます。附則といたしましてこの規則は、令和6年3月1日から施行し、経過措置として令和6年6月1日以後の使用から適用するものでございます。なお、この規則改正は、公共施設予約システムの導入に伴い、申請受付期間を他の公共施設と揃え、また、これまで大ホールイベントに限っていた催事に必要な部屋の利用申請を小ホールにも拡大し、イベント準備期間を考慮して見直すものです。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長(松村光洋)

ただいまの説明について。何かご質問等ございませんか。

(寺川委員、挙手)

教育長(松村光洋)

寺川委員、お願いします。

教育委員 (寺川理絵)

文化勤労会館を長年利用させていただいていますが、文化会館と勤労福祉会館と公民館に分かれている理由はどうしてでしょうか。

生涯学習課長 (田中里砂)

建設時に、文化会館・勤労福祉会館・公民館のそれぞれの所管省庁の補助金を活用するため と聞いております。3つの施設を文化勤労会館とする条例があり、名称は北名古屋市文化勤労 会館となります。

教育部長 (鳥居竜也)

当時の西春町は公民館が無かったため、造るなら全部の機能を合わせて国の補助金を活用して造ろうということで、さらに図書館も合わせた形で集約した施設となりました。複合施設として、それぞれ設置管理条例と施行規則があります。

教育長(松村光洋)

それぞれに条例の施行規則を定めなければならないということで、3つの提案となっています。その他よろしいでしょうか。

教育長(松村光洋)

お諮りいたします。議案第24号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

全員異議なしと認め、議案第24号北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施 行規則の一部改正については、承認されました。

次に、議案第25号、北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

スポーツ課長 (渡辺 進)

議案第25号、北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和5年12月25日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市総合体育館の開館時間及び使用手続の期間を変更することに伴い、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正内容につきましては、総合体育館の開館時間を「午前9時から午後9時30分」から「午前9時から午後9時」に、使用手続の許可申請期間を「使用日の91日前」から「使用日の属する月の3月前の初日」にし、競技施設の使用申請期限を「7日前」から「2日前」にするものです。附則といたしまして、この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、使用手続の期間の変更は、令和6年3月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長(松村光洋)

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

お諮りいたします。議案第25号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長(松村光洋)

全員異議なしと認め、議案第25号北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則 の一部改正については、承認されました。

次に、議案第26号、北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部 改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

スポーツ課長 (渡辺 進)

議案第26号、北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和5年12月25日提出。提案理由、この案を提出するのは、施設使用者の利便性の向上を図るために使用手続の期間を変更するため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正内容につきましては、総合運動広場の使用手続の許可申請期間を「使用日の前月の教育委員会が別に定める日」から「使用日の属する月の2月前の初日」にします。附則といたしまして、この規則は、令和6年3月1日

から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長(松村光洋)

確認を含めて、総合運動広場がどこにあるか説明してください。

スポーツ課長 (渡辺 進)

北名古屋市総合運動広場は、呼称を「稲葉篤紀ふるさと広場」としており、二子地区にグラウンドとテニスコートが隣接している施設になります。

教育長(松村光洋)

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

お諮りいたします。議案第26号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長(松村光洋)

全員異議なしと認め、議案第26号、北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例 施行規則の一部改正については、承認されました。

次に、議案第27号、北名古屋市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の制定についてを議題とします。事務局、説明をしてください。

スポーツ課長 (渡辺 進)

議案第27号、北名古屋市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の制定についてご説明申し上げます。北名古屋市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則を別紙のとおり定めるものとする。令和5年12月25日提出。提案理由、この案を提出するのは、施設の予約する利用者の登録を適正に行うため、本規則を定める必要があるからでございます。概要につきましては、北名古屋市公共施設予約システムの利用に関する規則の例により、利用者の登録要件を規定し、利用者登録、登録事項の変更、抹消手続及び施設の使用許可申請を明確にするものです。附則として、この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長(松村光洋)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

(鈴野委員、挙手)

鈴野委員、お願いします。

教育委員(鈴野範子)

今は施設の空き情報が見られるだけですが、そこに予約システムが入るということですか。

スポーツ課長 (渡辺 進)

仰るとおりです。ネットで申請ができるというシステムを令和6年6月分の使用から構築するということで、6月分の3か月前である3月から申請ができるという流れになります。

教育委員(鈴野範子)

登録自体の申請は、ネット上でできますか。

スポーツ課長 (渡辺 進)

はい、まず団体登録が必要となりますので、登録もネットで申請ができます。後ほど所管事 項報告で、システムに関する流れについては、ご説明をさせていただきます。

教育長(松村光洋)

後ほど生涯学習課長から公共施設の予約システムについて、より詳細に説明をさせていただきます。

お諮りいたします。議案第27号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長(松村光洋)

全員異議なしと認め、議案第27号、北名古屋市教育委員か公共施設予約システムの利用に 関する規則の制定については、承認されました。

以上で議事を終了いたします。

教育長(松村光洋)

次に、日程第3の報告に移ります。

(1)教育長報告ですが、会議・行事等報告については別紙をご覧ください。 1 1 月 9 日の木曜日、西春中学校での現職研修について、鈴野委員ありがとうございました。 1 1 月 1 3 日月曜日、16校の最後の研修となりましたが、西春小学校での学校訪問について、山田委員ありがとうございました。 1 1 月 1 5 日の地区人事面談と 1 1 月 1 6 日に地区教育委員会連絡協議会の研修会ですが、体調不良のため参加できませんでした。 1 6 日の研修については、写真で研修風景の様子の報告を受けましたが、とても羨ましいと感じました。 1 1 月 3 0 日に市議会が始まり、1 2 月 2 2 日市議会、全員協議会が閉会されました。また、事務所の人事面談が始まり、第1回人事面談が 1 2 月 1 4 日にありました。来年度から定年延長され給料の面が 7 割支給になるとともに、校長・教頭は教諭になるということです。教務主任と教頭の間ぐらいの主幹教諭が師勝中学校に一人配置されています。 6 0 歳の時に主幹教諭であれば、 6 1 歳の時には主幹教諭から普通の教諭になります。また、主任養護教諭が北名古屋市の西春小学校と訓原中学校に配置されていますが、定年延長になると主任ではなく養護教諭となります。また、事務職員については、白木小学校に事務総括事務長が配置されていますが、延長になると総括が

取れて事務長になります。人事面談時の話についてお伝えさせていただきましたが、何かご質問等ございましたらお願いします。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

次に、所管事項報告に移ります。令和5年第4回北名古屋市議会定例会について説明してください、

教育部長 (鳥居竜也)

11月30日から12月22日まで23日間の日程で開催されました北名古屋市議会第4 回定例会について、ご報告申し上げます。議案では、教育部に関するものとして、総合体育館 の閉館時間の変更とみんなのスポーツルームを他の施設同様に使用可能とする「北名古屋市体 育館の設置及び管理に関する条例の一部改正」について議案を提出し可決されました。次に、 一般質問では、市政クラブ福岡康議員より「中学校部活動の地域移行について」の質問があり、 中学校部活動検討委員会の検討内容や地域移行の実証事業の進捗状況、今後の方向性をお答え しました。次に「教育大綱について」の質問があり、第2期はコロナ禍と時期が重なり、今ま でと違った状況となったが児童生徒の学びを止めないよう果敢に取り組んだこと、また第3期 の教育大綱は「社会を生き抜く力の育成と子育て支援の充実」「学校・家庭・地域の協働によ る絆づくりと地域を担う人づくり」の基本方針を継承していくことをお答えしました。市政ク ラブ井上一男議員からは「給食の食物アレルギーについて」の質問があり、給食センターや学 校では、事故が起こらないよう重層的かつ細心の注意を払って対応しており、今後は安全性を 確保するために対応品目の見直しも検討しているとお答えしました。日本共産党渡辺麻衣子議 員より、PFASの注意喚起と健康についての関連で「学校井戸の使用実態とPFASの影響 は」について質問があり、井戸水を活用しているのは鴨田小と西春中学校であり、鴨田小は池 の水、西春中は散水用に使っている。飲料目的では無いこと、また環境衛生学の専門家の知見 では、井戸水を使って育てた農作物を食べても問題は無いことから、水質検査の予定は無いこ とをお答えしました。また、全員協議会ではインターネットを通じて公共施設の空き状況、予 約申込、キャッシュレス決済ができる「公共施設の予約申込について」報告いたしました。議 会関連についての報告は以上です。

教育長(松村光洋)

ただいまの報告について、何かのご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

教育大綱について質問を受けました。2月8日に総合教育会議がありますので、ここで最後に確認をさせていただき、公表していくという運びになります。その後、議会に報告をさせていただきます。アレルギー対応については、北名古屋市は今、28品目の枠の中で実施しているのですが、井上議員から清須市と豊山町は対応品目が少ないため、安全・安心のことを考えると品目を絞ることも大事ではないかとの質問を受けて、給食センターや校長の現場の負担感や意見、対応の困難さを含め、検討組織による会議により検討していくと答弁をしました。P

FASについては、地下水を使っている部分もございますので、対応していくという答弁でした。非常にタイムリーなご質問いただきましたが、いかがでしょうか。

(岡島委員、挙手)

教育長(松村光洋)

岡島委員、お願いします。

教育委員 (岡島秀隆)

公共施設の予約システムの件は、完全移行でシステム上でしか申請できなくなるのか、紙ベースも併用する形になるのか、どうなるのでしょうか。

教育部長 (鳥居竜也)

同様の質問が議会でも出されましたが、基本的には紙ベースでもやっていくとお答えしました。また、質問の中では、高齢者でデジタルができない方には、その部分について今後講座等を開催する。システム会社には、高齢者にも分かりやすいように心がけて作っていただいたとお答えしました。

教育長(松村光洋)

後ほど、もう少し細かくご説明します。その他はよろしいでしょうか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

次に、補正予算について説明をお願いします。

教育部次長兼学校教育課長(安井政義)

資料1をお願いします。教育委員会会議でも教育支援センターパレットが移設するという説明をさせていただいております。令和6年4月から図書館の方に移設するためには、3月までに工事を完了しなくてはいけませんので、12月に補正予算として750万円を計上し、議決いただきました。1月から3月の間に改修工事を行いまして、4月から新しく迎え入れるための事業費です。裏面をお願いします。中学校整備事業として約500万円の事業費を提案し議決いただきました。師勝中学校の生徒が増えていることにより普通教室が不足するということが現時点で把握しておりますので、4月に迎え入れるためにコンピューター室として使用していた部屋が、今はタブレット端末を各教室で使っていることから空いていたため、普通教室に改修するものです。説明は以上となります。

教育長(松村光洋)

教育分野の補正予算についての説明でしたが、ご質問等ございませんか。

(山田委員、挙手)

山田委員、お願いします。

教育委員 (山田聡子)

師勝中学校は、生徒が増えているのですか。

教育部次長兼学校教育課長(安井政義)

仰るとおりで増えていますが、令和6年度が高止まりで、その後の10年は減少していきます。現状、1年生が7クラス、2年生が6クラス、3年生が5クラスですが、令和6年度は3年生が6クラスになり、2年生が7クラスの予定、1年生が6クラスで計19クラスとなる見込みです。特別支援のクラスも増加するかもしれませんが、教室から見ると師勝中学校の受け入れは限界というところまで達しています。

教育委員(山田聡子)

集合住宅や住宅が増えて、生徒が増えているのですか。

教育部次長兼学校教育課長(安井政義)

東地区と西地区で見ると、圧倒的に東地区が増えています。東地区は、市街化区域が多いことにより人が増える面があるのかなという分析どまりで、細かい分析はできていません。

教育長(松村光洋)

6 中学校の中で師勝中学校は別格に生徒が多いです。校区について考えていかなければならないと思っています。私は、小学校の35人学級が将来的には間違いなく中学校もなると思っています。そうなってくると、もっと教室が足らなくなります。一極集中してしまう可能性があるので、その辺のところも踏まえ、とても難しい問題ではありますが、校区について本当に考えないといけない。先を見据えた検討が必要と思っています。

(池山委員、挙手)

教育長(松村光洋)

池山委員、お願いします。

教育委員 (池山健次)

現状のシミュレーションとして、中学校が35人学級にならなくてもキャパをオーバーして しまう可能性がありますか。

教育部次長兼学校教育課長(安井政義)

中学校は、1年生が35人学級ですが、2年生と3年生も35人学級と想定しても、今北名 古屋市に住んでいるお子さんは、そのまま受け入れが可能です。一番心配している師勝中学校 も何とか受か入れが可能な状況です。

教育委員(池山健次)

余裕を持つという前提で、いろんなことを考えたら校区の見直しを早めに行って、市として

対応していった方が良いと思います。

教育長(松村光洋)

教室の問題だけでなく、例えばグラウンドや体育館も子どもたちが増えてくると、なかなか使えないということがあります。間違いなく人数が多ければ多いほどグラウンドが手狭になります。部活動にも影響があります。教室の問題で授業コマも関係してきます。課題を早めに解決できるかは別として、学校区のことは自治会や組織ともリンクします。小学校のことからも検討しなければなりません。小学校から中学校への連携を見据えていかないといけません。火中の栗を拾いに行くような難しさがありますが、進めていかなければならないと考えております。

(山田委員、挙手)

教育長(松村光洋)

山田委員、お願いします。

教育委員(山田聡子)

キャパ以上の生徒を受け入れていると、管理職の先生方の負担も増えるし、子どもたちへの 教育サービスの低下になりかねないと思います。

教育長(松村光洋)

随時ご報告させていただきますのでお願いいたします。その他ご質問等ございませんでしょうか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

次に、第3期北名古屋市学校教育振興基本計画について、事務局説明をお願いいたします。

教育部次長兼学校教育課長 (安井政義)

資料3をお願いします。資料3については学校教育課の基本計画ですが、資料4の生涯学習課、資料5のスポーツ課の計画にも関係してくる部分がありますので合わせて説明をさせていただきます。第1編の計画策定に当たってですが、第1章の計画策定の趣旨として、教育基本法が改正されて国が基本的な計画を定めることが規定され、地方公共団体は国の計画を参酌して計画を定めるよう努めることが規定されています。努力義務的な計画でありますので、内部で取り扱う位置付けとしております。第2章で計画の足跡として表にまとめましたが、国は2008年の7月に策定したものが第1期から第4期まであり、最新の計画が2023年6月に策定をされています。愛知県は2007年に第1次を策定しており、少し時期がずれています。一番新しい計画が第4次として2021年2月に策定されています。北名古屋市は第1期が2014年に策定しています。第3期として2024年3月に策定するということで今回案を出させていただいております。2ページをには、今説明したことを簡単に図で示しています。教育基本法があり、国の計画、国の計画を参酌する形で愛知県、北名古屋市は、国の計画を参酌しつつ愛知県の計画と整合を図っています。3ページには、国と愛知県の最新の計画の内容を簡単にまとめています。4ページは基本理念、5ページが北名古屋市学校教育振興基本計画を

7章立てとしています。これは、愛知県の計画の柱建てと整合を図っりおります。今回この計画案を提出した理由として、教育大綱の策定と合わせてり、教育大綱に紐づく各課の内規的な計画についても5年ごとに策定していますのでお示しさせていただきました。3月には教育振興基本計画書として策定し、その後活用していくものになりますので、よろしくお願いします。説明は以上となります。

教育長(松村光洋)

ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

この後、生涯学習・文化芸術振興計画、スポーツ推進計画を説明させていただきますが、大枠として教育大綱が方向性を示しており、具体的な内容がこの3つの計画となります。

次に、第3期北名古屋市生涯学習・文化芸術推進計画について、事務局説明してください。

生涯学習課長(田中里砂)

資料4をお願いします。生涯学習・文化芸術推進計画は、スキームという新しい計画を策定することとなっています。内容は簡素になっておりますが、これは11月に開催した社会教育委員会で意見をいただいて作っているものであり、教育大綱の内容を抜粋し骨子案となっております。次回、委員の皆様に報告する際は、スポーツ課等の計画と体裁を整えた計画を出させていただきます。内容につきましては、生涯学習の推進として、生涯学び続けられる環境の充実とありますが、社会教育委員会の意見としてウェルビーイングをもう少し踏まえた方が良いと聞いております。1の幸福や生きがいを感じられる学びから、裏面の4の文化施設の機能強化までが生涯学習計画です。続いて文化芸術の推進が、1の伝統や文化等の継承から、3の地域の豊かさの向上としております。今後、ブラッシュアップを図り、社会教育委員会での意見を勘案し策定しております。なお、1枚目の3の読書活動の推進については、図書館協議会に諮りながら読書活動推進計画を策定しております。を策定をさせていただきます。資料4の説明は以上となります。

教育長(松村光洋)

ただいま説明を受けましたが、次のスポーツ推進計画も同様でございますので、続けて第3期北名古屋市スポーツ推進計画について、事務局説明をお願いします。

スポーツ課長 (渡辺 進)

資料5の第3期北名古屋市スポーツ推進計画についてご説明申し上げます。国の第3期スポーツ基本計画及び愛知県のスポーツ推進計画を参酌し、第3期北名古屋市教育大綱に掲げる基本政策に基づき、4つの黒帯のポイントのところにあります、1子どものスポーツ活動の充実、2スポーツに関わる機会の創出、3スポーツ環境の構築、人材の育成、4スポーツ施設の環境整備と学校体育施設の有効活用について、現状と目指すところ、それに向けた施策を掲げております。こちらについては令和6年度から令和10年度までの5年間を期間とし、市民スポーツを進める施策の方向性をまとめた内容となっております。簡単ですが説明は以上になります。

それでは、学校教育課・生涯学習課・スポーツ課の3課の計画について、ご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

それでは、3課の計画については、取りまとめたものを3月に報告させていただきますのでよろしくお願いします・

次に、公共施設予約システムについて、事務局説明してください。

生涯学習課長(田中里砂)

資料6の公共施設予約システムについてご説明申し上げます。公共施設予約システムの目的 ですが、窓口申請に加え、先ほど委員からご質問がありましたネットで空き状況の確認だけを していただきます。パソコンやスマートフォンを通じて、空き状況の確認だけではなく、予約 が可能となり、オンライン決済ができます。登録・予約・自宅でオンライン決済まですれば、 使う日に1回行くだけとなる利便性の向上を図っていくものです。導入施設については、12 か月前から予約できる施設としては、先ほど施行規則の改正を認めていただきました文化勤労 会館大ホール、半年前になりますと小ホール、そして展示室と展示コーナー、3か月前が一番 多く、市役所西庁舎コミュニティセンター、健康ドーム、総合福祉センターもえの丘、文化勤 労会館大小ホール以外の部屋そして総合体育館、また、文化勤労会館3階に10月オープン予 定の市民活動センターです。2か月前から予約できる施設は、総合運動広場のグラウンドとテ ニスコート、ここまでが予約オンライン決済ができる施設です。1か月前から空き状況のみが 確認できるのが新川東部浄化センターのサッカー広場と親水運動広場になります。新たなネッ ト予約や抽選に関しましては2つございます。(1)コミュニティセンター、健康ドーム、総合福 祉センターもえの丘、文化勤労会館、総合運動広場、抽選受付を毎月1日から5日まで抽選受 付をします。紙の申請は施設に持参していただきます。パソコン、スマートフォンやタブレッ トなどでは自宅等で申請していただきます。結果公表は7日の10時にメールで届き、紙の方 は施設で確認をいただきます。入金期限が13日としています。これは7日に受かったけれど、 3つでよかったのに4つ受かったという方は、ここまでに入金をしていただき、期限を過ぎま すと14日の10時から空き施設の予約開始ということで、一般の開始が始まっていくという 流れになります。総合体育館は、健康ドームとの競合が多いので、無用な重複抽選を避けるた めに総合体育館のみ抽選受付が6日遅くしております。また、各施設ごとに同時に抽選申し込 みができる上限数を設けます。例えば文化勤労会館なら10とします。そして、使用料免除で 使用している団体の方は、予約システムを使わず窓口で受付します。裏面をお願いします。イ ンターネットの電子決済を導入します。これはクレジットカード決済、Pay Pay、LINE Pay に なります。当初は Pay Pay と LINE Pay から始めます。税務課では他にも違う電子決済ができ ますが、手数料等がございますので、クレジットカード、Pay Pay、LINE Pay、窓口での現金 を選択できます。使用料を納入した後のキャンセル手続きは、当該施設だけでさせていただき、 返金が必要な場合は登録口座に還付します。導入時期は、令和6年1月、年が明けましたら利 用登録の開始をお願いするものです。そして、3月からインターネット予約抽選を始めます。 他の自治体では、紙の申請には一切触れず、インターネット予約が多い中、本市では議会のご 意向も踏まえ、インターネットは即座に難しいという状況も鑑み、紙申請については丁寧に施

設の職員が入力いたします。既に登録のある方々、施設利用団体もしくは個人については、1 回リセットされますので必ず新しい北名古屋市公共施設予約システム使用者として登録をし ていただきます。議案26号でスポーツ課長が説明した予約の規約の部分で申請書がございま したが、入力される方は自分で入力し、紙の方は紙に書いて持ってきていただくことを始めま す。市民への周知についきましては、1月に広報、ホームページ、市公式LINE、館内掲示 で案内をさせていただきます。広報は年内に皆様に配布されますが、1月の利用登録の開始は 1月5日10時からオンラインと窓口で申請受け付けを開始すること、二次元コードも記事に 載せます。1月広報では、予約システムが始まるので登録をしに来てくださいという説明をし ます。資料にはございませんが、登録は途中まで進むと最後に身分証明書を持って施設に一度 お越しいただくことが必要となります。これは1利用者1登録のため、市内の方なのか市外の 方なのかで施設の使用料が変わってきます。よって、一番最初の登録は施設に来ていただいて、 北名古屋市で勤勤めているという証明を見せていただき、インターネットの登録が完了した後 に1日から、総合体育館は7日から抽選受付をさせていただきます。1利用者1登録、窓口の 混雑が予想されますので時間に余裕を持ってお越しいただくことを周知いたします。現在4館 で、4,000件の登録があります。文化勤労会館では約200件、その内インターネットを 使って予約していただく方は3割ぐらいと見込んでいます。。健康ドームと総合体育館は、イ ンターネットを利用される方が5・6割と見込んでいます。最初は抵抗のあった高齢者の方も、 ネットに変わる方もあると聞いてます。導入当初は、施設の窓口でお待たせすることもあるか と存じますが、3月の予約が始まる頃には落ち着いて、皆さんがネットで予約していただき、 電子決済していただければ市のDX化も進んでいくと思っています。多くの施設を統括しなが ら進めており、このような状況ですが、以上で説明を終わります。

教育長(松村光洋)

利便性の向上ということを目的にシステムを導入していくというところでございます。ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(池山委員、挙手)

教育長(松村光洋)

池山委員、お願いします。

教育委員 (池山健次)

市内に居住している方と市外の方は、料金が違うということですが、市外に居住し市内の企業に勤めている人は、市内に住んでいる人と同じ扱いになるのでしょうか。

生涯学習課長(田中里砂)

はい、市内在住在勤在学は、市内居住扱いになります。

(山田委員、举手)

教育長(松村光洋)

山田委員、お願いします。

教育委員(山田聡子)

登録は、やはり窓口に行かないといけないのでしょうか。例えば身分証明書等をメールに添付し登録することはできないのでしょうか。

生涯学習課長 (田中里砂)

最終的にその方法を見据えております。ベンダーや市内の4館で協議をした結果、一番最初は来ていただいて、免許証・マイナンバー・保険証などで確認をさせていただかなければなりません。幽霊登録を防止するのと、市内と市外で使用料が違いますので、1回目の登録は窓口に来ていただくこととしております。

(岡島委員、挙手)

教育長(松村光洋)

岡島委員、お願いします。

教育委員 (岡島秀隆)

キャンセルをした場合、穴が開いてしまうことになるのでしょうか。

生涯学習課長(田中里砂)

例えば3月1日に6月分を申し込み、3日で良かったが5日分当たったとすると、3日分だけ使用料を納めていただきます。残りの2日分については、14日からの空き施設予約開始で空いていることがわかりますので、一般の方が予約できるという仕組みです。キャンセルに関しましては、文化勤労会館で言えば大ホールは1か月前に、それ以外の施設は7日前まで、1度でも利用したことがある人は2日前までに申し込めます。稼働状況は現状でも各施設バラバラですが、キャンセルによって空いてしまう心配はございますが、ネットを見て、これまで利用していない市外の方が来ていただけることも期待しております。

(鈴野委員、举手)

教育長(松村光洋)

鈴野委員、お願いします。

教育委員 (鈴野範子)

市内・市外の区分以外に、営利・非営利の区分はありますか。

生涯学習課長 (田中里砂)

営利・非営利の区分があり、例えば会社ですと営利です。しかし、使い方によっては、大ホールでの催事イベントに入場料等を取る取らないで変わるります。文化勤労会館は2倍、他の施設ですと5倍など、そこは利用内容を丁寧に聞き取りさせていただき判断しております。

教育長(松村光洋)

この仕組みを進めさせていただくことでご承知いただきたいと思います。次に、11月24 日の県民の日学校ホリデーについて報告について、事務局、説明してください。

生涯学習課長(田中里砂)

資料7をご覧ください。最初に生涯学習課より「県民の日学校ホリデー北名古屋で遊ぼう学ぼう」について報告させていただきます。AからFまでの内容ですが、「ペーパーデコレーションでクリスマスツリーを作ろう」、「とばせ!子どもドローン教室」、「楽しく、デイキャンプ」、「さわって体験!昭和のくらし昭和の音を調べてみよう」、「こども映画会」を実施させていただきました。参加者詳細として、「楽しかった」、「いろいろ学べて良かった」、「振り子時計は電池不要でエコだ」、「昔の電話の音のリーンという音を聞いたことがない」などの感想があり、概ね参加者に楽しんでいただけました。生涯学習課からは以上です。

スポーツ課長 (渡辺 進)

続きまして、スポーツ課より「県民の日学校ホリデーいろいろなスポーツに挑戦しよう!」について報告させていただきます。総合体育館の2階アリーナ及び多目的ホールにおいて実施し、スポーツ推進委員や井瀬木児童館のスタッフの方、高田寺にありますスポーツクラブオルカのチアリーディングの方々にご協力いただき、資料にあるスポーツを体験していただきました。中にはお弁当を持って一日来ていただいたお子さんもお見えになりました。147名の参加がありました。裏面は小学校別の参加内訳となります。説明は以上です。

教育長(松村光洋)

学校ホリデーが11月24日と北名古屋市が決定した段階から、受け皿をどうしていこうかと検討しておりました。事前に準備されていたことから、他の市町村比較すると、北名古屋市は子どもの参加も多く、子どもの満足度も高く、そんな取組やイベントが用意されてたことを実感しましたのでご報告させていただきました。ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(山田委員、挙手)

教育長(松村光洋)

山田委員、お願いします。

教育委員(山田聡子)

学校ホリデーについて、いろんな取組をしてもらって、すごくありがたいと思います。小学生が休みで、下の子がいると幼稚園や保育園も結果として休みとなり、小学生の上の子は参加できる何かがあっても、下の子の居場所に困ったということがあると聞きました。

教育長(松村光洋)

あくまでも学校ホリデーは、愛知県教育委員会の枠にある公立の小中高校であり、私学や保育園・幼稚園は関係ありません。私学は大体7割ぐらいホリデーに参加しています。教育委員会の枠の中ではなかなか難しいのですが、小中、そして県立の高校のところを対象に考えている現状です。

(寺川委員、挙手)

教育長(松村光洋)

寺川委員、お願いします。

教育委員 (寺川理絵)

スポーツ関係は、総合体育館で開催されたということで、場所的に近い師勝小学校の参加は 多いのですが、遠い栗島小学校は0人です。学校開催は難しいと思いますが、やはり開催場所 に少し問題があると思います。

教育長(松村光洋)

当然のことで学校は閉じており、校長以下、教員は年次休暇を取得することになっています。

教育委員 (寺川理絵)

親が仕事等で留守の家庭など、親が送迎できる環境が無いと遠い場所への参加は難しいと思いますので、何か良い方法がないのかなと思います。

スポーツ課長 (渡辺 進)

総合体育館は、北名古屋市の東地区にありますので、健康ドームで実施すれば参加者も違っていたのかなと思います。今回初めて開催したイベントですので、今後そういった意見も踏まえて検討していきたいと思います。

教育長(松村光洋)

人員の関係もあるので難しい面があります。令和6年は、11月22日になりますので、ご 意見も踏まえて検討させていただきます。

教育長(松村光洋)

次に、「スポーツであ~そぼ!」の開催結果について、説明してください。

スポーツ課長(渡辺 進)

資料8をご覧ください。「スポーツであ~そぼ!鬼ヶ島編2」の開催結果について説明をさせていただきます。1概要として、基礎的運動能力である「走・跳・投」の動作を中心とした運動遊びを楽しめるスポーツ勉強を行いました。開催場所及び対象年齢については、10月29日日曜日の午前中に総合体育館の全館及び総合体育館の北側駐車場を使用し、5歳から小学生までを対象に実施しました。6参加申込者は、300名の募集定員のところ450名の申し込みがあり、7参加決定者及び8当日参加者については、424名の参加者を決定し、当日は353名の参加でした。9協力団体及び人数については、スポーツ関係団体などから133名の方に協力をいただきました。11会場図及び12会場写真については、2ページ以降に添付してありますのでご覧ください。説明は以上です。

教育長(松村光洋)

予算的なところもあり師勝小学校で行われていた市民体育祭が、昨年から「スポーツであ~ そぼ!」になって今年で2回目で、多くの参加が得られており、満足度も非常に高く充実して いると感じています。また来年度もこの企画を進めていきたいと思っております。ただいまの 説明について、ご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

最後の報告になります。愛知県市町村対抗駅伝競走大会の開催結果について、事務局説明してください。

スポーツ課長 (渡辺 進)

資料9の愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の本市の結果についてですが、今回は38チーム中35位の結果となりました。ご声援いろいろとありがとうございました。詳細については資料のとおりになります。説明は以上です。

教育長(松村光洋)

私も参加させていただきましたが、ブースの雰囲気は本当に素晴らしかったです。一体感では優勝と思っております。しかし、結果は結果として受け止め、ここから上がるしかないということも踏まえ、努めていきたいなと思っております。田中監督、子どもたち、参加選手、それからスポーツ推進委員さん、応援してくださった皆様方も含めて北名古屋市はとてもまとまりある場面を見させていただきました。本当に一体感のある北名古屋市だったなと感じたことを申し添えます。ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長(松村光洋)

以上で、所管事項報告を終わります。 連絡事項について、事務局、説明してください。

課長補佐 (川口照恵)

○次回の会議について

教育長(松村光洋)

以上で、本日予定しておりました議事日程は、全て終了しました。

それでは、この後、イングリッシュデイスクールの見学をしていただきたいと思いますので、 ご移動をお願いします。

(教育長、各委員がイングリッシュデイスクールを見学)

教育長(松村光洋)

以上をもちまして、令和5年12月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午前11時55分 閉会 >